

寄稿

犯罪被害者等支援条例の課題 —見舞金と検証

元同志社大学教授、全国被害者支援ネットワーク監事、
京都犯罪被害者支援センター副理事長 川本哲郎

都道府県の犯罪被害者支援に特化した条例は順調に増加を続けており、まったく制定の予定のないところは少数となっています。地元の京都府も、2022年度中の制定を目指しており、2022年6月末に有識者による検討委員会を開催しました。また、全国犯罪被害者の会（あすの会）が、2022年3月に「新あすの会」として再発足することになりましたが、その活動の中心は経済的支援の充実にあるようです。ここでは、その一環である見舞金制度と、条例制定後の運用の検証という問題を取り上げてみたいと思います。

1 見舞金制度

見舞金制度とは、市町村の特化条例から開始されたものです。前述のように、現在では殆どの都道府県が特化条例を制定しているのですが、市町村全体では特化条例の制定は3割程度にとどまっています。1999年に埼玉県嵐山町が全国で最初に制定した特化条例は、被害者に対して支援金を支給することを大きな目的としていました。そして、この後に続く市町村条例の多くは、これに類似した見舞金制度を設けることになりました。さらに、2019年には、特化条例を制定した三重県が、都道府県として初めて見舞金制度を設け、上限を60万円として給付することとしました。そこで、被害者の方からは、歓迎の声が上がり、都道府県と市町村の両方から見舞金が支給されるという「併給の時代」が到来した、という評価も見られました。しかし、詳しく調べてみると、複数の問題が存在することを確認できました。第1は、地域差という問題です。まず、名称自体も各自治体によって異なり、見舞金、支援金、補助金、生活資金など様々なものが存在します。また、都道府県において見舞金制度を設けているところは少数です。そして、市町村で特化条例を定めているのは上述のように半数に届いていません。その結果として、居住している地域によって、見舞金を受け取れるかどうかについては地域差が生じていることとなります。

第2は、支給の基準が統一されていないことです。ひとつには、「過失犯除外」の問題です。犯罪被害者支援法の規定が、対象となる犯罪被害とは、「生命又は身体を害する罪（過失による行為を除く）に当たる行為による死亡又は重障害をいう」としていることに由来するものだと思います。これは、過失犯の大半は交通犯罪であり、その多くが自動車保険によって補償を受けることができるという事情が考慮されたものでしょう。しかし、無保険の車両による交通事故もあれば、交通犯罪以外の過失犯も存在します。このことに配慮して、最近制定された特化条例では、「交通事故において

は、自動車損害賠償責任保険の（共済）の支払い対象ではないこと」（名古屋市）や、「過失犯罪については、当該被害に対して公的な補償が受けられない場合について支給する」（大阪市）という規定を設けているところが出ています。次は、資力要件です。高知県は、「前年の所得が児童手当法施行令1条で定める額を超えるとき」（＝約600万）は補助金を交付しないと定めており、福井県は「前年の合計所得金額が300万円未満」の者を給付の対象とし、名古屋市も、「資産の世帯合計が200万円未満であること」としています。さらに、京都市においては、「生活に困窮することとなった被害者等」に対して、生活資金を給付することとしており、ここでも200万円という条件が設定されています。このような資力要件を設けると、被害者にとっては負担になることもあり、また、自治体によっては、この要件を設けていないところも存在するので、ここでも、地域差が生じることとなっています。さらに、見舞金とは、悲劇に見舞われた犯罪被害者に対して、その居住する自治体が、迅速に「寄り添う姿勢」を示すことに意義があると考えるのであれば、この要件を判定するための時間は無駄であると考えられるのではないのでしょうか。そして、最後に、「併給の禁止」ということを定めている条例も存在します。東京都は、「他の地方公共団体から同種の給付を受けている場合」を給付の対象外としています。ここでも、すべての自治体が同様の規定を設けているわけではないので、地域差が生じています。以上の要件を見てみると、地域差や、手続きの煩わしさと手続きに要する時間などの問題が存在することが判明します。自治体の中には、三重県や和歌山市のように、迅速性を重視しているところも見受けられますが、全体としては不十分であると言わざるをえません。過失犯除外、資力要件、併給の禁止という支給要件には相応の理由があるのですが、このような事態を招いている一因は、災難に対する弔慰金と生活支援金という性質が混在していることにあると考えられます。1999年の嵐山町条例制定の前に犯罪被害者に見舞金を給付していた自治体も存在していたのですが、それらの性質は、自治体による弔慰金というものでした。これが災害見舞金などと同様に扱われていたために、見舞金という名称になり、さらに、経済的な支援の役割の一端を担うことになっていったのです。したがって、私見では、それらを截然と区別し、①ともかく無条件で被害者のところに迅速に駆けつけて、見舞いの意思を表し、行政が付き添って支援するという姿勢を示す「弔慰金」と、②迅速な経済的支援を必要とされる方に対する「支援金」を設けることを提案します。そうすると、①では、過失犯や資力、併給に関する条件は不要となり、都道府県と市町村の双方が

応分の負担をすることとなるでしょう。それに対して、②については、犯罪被害者給付金も含めて、必要に応じて調整することが考えられます。また、金額についても、三重県のように、現在の見舞金の平均である30万円を引き上げることも検討されるべきです。ともかく、被害者を傷つけることなく、救いとなるような施策をさらに追求することが肝要です。

2 運用と検証

特化条例の運用に関して、高知県では、特化条例に、支援推進会議を設置するという規定が置かれ、それに基づいて、2021年度は3回の会議が開催されています。実際に、この会議の協議に基づいて、被害者の医療費や転居費を独自に補助する制度が設けられました。また、特化条例を制定する都道府県が急増した2018年以降は、自治体の中で、「運用の検証」を実施する動きが広がっています。たとえば、2019年に特化条例を制定した三重県では、犯罪被害者等支援推進計画を定めることとし、「推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする」としています。そして、運用の詳細に関する「年次報告書」が公表されています。そこでは、実施状況に加えて、数値目標の進捗状況や取組結果の評価、残された課題、次年度の取組の方向性についても述べられています。また、大阪府も、「犯罪被害者等支援に関する指針」を定めるものとし、「指針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表する」としています。そして、指針の5では、「検証・見直し」として、実施状況について、「公表するとともに、PDCAサイクル（計画策定（Plan）、推進（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル）を確立し、各施策

の改善を図っていく」と述べられています。条例が制定されたことはゴールではなくスタートであるの言うまでもないことですから、このような動きは歓迎すべきであり、さらに、将来の条例改正も見据えてほしいところです。都道府県の特化条例は、2004年の宮城県を嚆矢とし、その後9県まで増加した後に、2018年以降で約30の都道府県が制定するという経過を辿っています。また、2018年を境に特化条例の質は飛躍的に向上しました。これは、関係者の方々の数十年の努力が結晶した結果であるとも考えられます。したがって、2018年以前に特化条例を制定した自治体では改正を考えるべきですが、遺憾ながら、この間に、条例を改正した自治体は少数にとどまります。さらに言うと、条例の基本となっている被害者基本法は2004年に制定されたものですから、2018年以降の特化条例の内容の進化を参考にして、そろそろ改正する時期に差し掛かっているのではないかと思っています。

被害者支援については、常に支援の質の向上を目指して努力を重ねる必要があります。その点で、各地域に条例が制定されるということは、それを契機として支援の実態や問題点を検討することにつながり、それによって支援の質が向上するのは間違いがありません。さらに、一人でも多くの人が犯罪の被害に目を向けて、社会全体で被害者を支えることの重要性が認識されるために、条例制定の際に十分な議論を尽くすことに加えて、制定後の実施に関する不断の点検・検証が欠かせないことを今一度確認しておきたいと思います。

